

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十二号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―11 (略)</p> <p>(特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>12 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの（人事委員会が定めるものに限る。）をいう。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千五百円（緊急に行われた作業であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、四千円）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会が定める額とする。</p>	<p>附則</p> <p>1―11 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>12 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第四条の規定は適用しない。</p> <p>13 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事委員会がこれに準じると認める作業に従事した場合にあつては、四千円）とする。</p>

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。